

地独評委第7号

平成30年8月15日

岐阜県知事 古田 肇 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 岩間 亨



意 見 書

公立大学法人岐阜県立看護大学（以下「法人」という。）の剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年条例第23号。）第2条第3項の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

平成30年7月27日付け看大第92号で法人から岐阜県知事に対して法第40条第3項の承認に係る申請があった、剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額については、承認することが適当である。